

平成 25 年 2 月 6 日公開の「建設局内事業所間文書通送業務委託」の契約書について誤りがありましたのでお知らせします。

契約書	(誤)	(正)
第 2 条の 2 第 3 項 (事故等の報告義務)	第 2 条の 2 第 3 項 第 1 項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速や	第 2 条の 2 第 3 項 第 1 項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。